

公益財団法人三井文庫三井記念美術館 資料の写真掲載および撮影規程

(目的)

第1条 この規程は公益財団法人三井文庫（以下「三井文庫」という）館則第11条に基づき、三井記念美術館所管文化史資料（以下資料という）の写真を、出版物等（ビデオ、電子出版物、テレビ放映等を含む）に掲載し、または掲載するため資料の撮影を行うにつき、必要な事項を定めることを目的とする。なお、この規程においては、映像での収録も掲載に含むこととする。

(写真原板、焼付印画または電子データの使用)

第2条 資料の写真掲載にあたっては、原則として三井記念美術館に備えられている写真原板、焼付印画または電子データを使用するものとする。

(貸出期間)

第3条 資料の写真原板または焼付印画の貸出期間は原則として60日を越えないものとする。

(資料の撮影)

第4条 資料の撮影は資料保護のため原則として認めない。ただし、撮影目的によっては承諾することがある。

(掲載及び撮影の手続)

第5条 資料の写真原板、焼付印画または電子データを使用して出版物等に掲載し、または掲載のために資料を撮影しようとするものは、所定の書式（資料写真許可願）に所要の事項を記入し、事前に提出して承諾を受けるものとする。

(掲載上の責任)

第6条 資料の写真原板、焼付印画、電子データまたは撮影した写真原板は、承諾を受けた利用目的以外に使用してはならない。

(写真原板の納入)

第7条 撮影した写真原板は三井記念美術館に納入するものとする。

(撮影写真の著作権)

第8条 撮影にあたっては、撮影者はその著作権を放棄し、撮影した資料写真の著作権は三井記念美術館に属するものとする。

(掲載出版物の寄贈)

第9条 資料の写真原板、焼付印画または電子データを使用し、または資料を撮影して出版物等に掲載したものは、当該出版物等の一部以上三井記念美術館に寄贈するものとする。

(賠償の責任)

第10条 資料の写真原板を滅失もしくは損傷した時は、相応の賠償をしなければならない。

(掲載および撮影の料金)

第11条 資料の写真原板、焼付印画または電子データを使用し、または資料を撮影しようとするものは、別に定める料金を納めなければならない。ただし、学術用その他利用目的によっては別途考慮するものとする。

昭和60年5月施行

平成5年4月1日改訂

平成8年1月20日改訂

平成17年8月改訂

平成22年4月改訂

令和2年12月改訂